

社会福祉法人川根本町社会福祉協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉事業に功労のあった者を社会福祉法人川根本町社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が表彰して、その功績をたたえ、労をねぎらい、もって福祉活動の進展に資することを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当するものに対し、第4条の表彰審査会において、審査の結果適当と認めたものについて会長がこれを行う。

- (1) 民生委員・児童委員及び保護司として8年以上在職し、功績顕著である者。
- (2) 社会福祉事業施設及び社会福祉事業団体の役員又は施設長として8年以上、在職従事者として10年以上勤続し、功労顕著である者。
- (3) 本会の役員として8年以上在職、職員として15年以上勤続し、功労顕著である者。
- (4) 社会福祉事業施設及び社会福祉事業団体として、事業成績が優良である施設、団体。
- (5) 本会支部管内で福祉事業の成績が優良である地区、団体等。
- (6) 身体障害者、母子世帯等の自立更生者で他の模範となる者。
- (7) 第1号から第3号までに規定する以外の一般社会人であって功労的、経済的又はその他の方法により社会福祉事業に対し、積極的に協力、援助を行いその進展に寄与した者。
- (8) その他社会福祉事業の功労者として、会長が認めた者。

2 その他表彰の基準に関しては、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会の定める会長表候補者推薦要領を準用する。

(表彰の時期)

第3条 表彰は、川根本町社会福祉大会においてこれを行い、表彰状と記念品を贈る。

(表彰審査委員会)

第4条 表彰を受ける者の調査及び表彰に関する事項を審査するために、表彰審査委員会を置く。

2 表彰審査委員会の委員は、理事をもってこれに充てる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 9月20日から施行する。

この規程は、平成26年 5月29日から施行する。